

## 議案第2号

取手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことを踏まえ、条例において使用する用語の定義等に関し整合性を図るとともに、緊急性が認められる場合に、空家等に起因する危害等を防ぐために必要な最低限度の措置を講ずることができるようにするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市空き家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>取手市<u>空家等</u>の適正管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)</u>に定めるもののほか、<u>空家等の適正な管理</u>に関し必要な事項を定めることにより、<u>空家等の管理が不適正な状態</u>になることを防止し、もって生活環境の保全及び安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空家等</u> 法第2条第1項に規定する<u>空家等</u>をいう。</p> <p>(2) <u>特定空家等</u> 法第2条第2項に規定する<u>特定空家等</u>をいう。</p> <p>(3) 所有者等 <u>所有者又は管理者</u>をい</p>	<p>取手市<u>空き家等</u>の適正管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>空き家等の適正な管理</u>に関し必要な事項を定めることにより、<u>空き家等が管理不全な状態</u>になることを防止し、もって生活環境の保全及び安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き家等</u> <u>市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地</u>をいう。</p> <p>(2) <u>管理不全な状態</u> <u>空き家等が次のいずれかの状態にあることをいう。</u></p> <p>ア <u>建物その他の工作物の倒壊又は破損により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態</u></p> <p>イ <u>不特定の者の侵入により、犯罪を誘発するおそれがある状態</u></p> <p>ウ <u>樹木等の繁茂又はねずみ、害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態</u></p> <p>(3) 所有者等 <u>空き家等を所有し、又は</u></p>

う。

(4) (略)

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正に管理しなければならない。

(市民等による情報提供)

第4条 市民等は、適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(現況調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報の提供があったときその他適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、法第9条の規定に基づき、当該空家等の現況について調査を行うものとする。

(特定空家等に対する措置)

第6条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、法第14条の規定に基づき、助言又は指導、勧告、命令その他の措置(以下「特定空家等に対する措置」という。)を講ずることができる。

(公表)

第7条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由

管理する者をいう。

(4) (略)

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態にならないよう、適正に管理しなければならない。

(市民等による情報提供)

第4条 市民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(現況調査)

第5条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき、又は第3条に規定する適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の現況について調査を行うものとする。

(助言又は指導)

第6条 市長は、前条の調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のため必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の規定による指導を行った場合において、なお空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて、空き家等の適正な管理のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令

なく当該命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 命令の対象である空家等の所在地

(3)及び(4) (略)

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となる空家等の所有者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、空家等に起因する倒壊、崩壊、崩落、飛散その他著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する損害(以下「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に当該危害等を回避するための措置を講じさせる時間的余裕がないと認める場合に限り、当該危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地及び規則で定める事項を公告するものとする。

4 緊急安全措置を講ずる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じた場合において、それに要した費

に従わなかったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) (略)

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3)及び(4) (略)

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

用を当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等に負担させることが適当であると認めるときは、当該費用を所有者等に負担させることができる。

(警察署その他の関係機関との連携)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、特定空家等に対する措置及び前条の緊急安全措置に係る情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

(自主的解決との関係)

第10条 この条例の規定は、空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意により当該紛争を自主的に解決することを妨げるものではない。

第11条 (略)

(警察署その他の関係機関との連携)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、第5条から第8条までの規定による調査、助言、指導、勧告又は命令の内容を提供し、必要な協力を求めることができる。

(自主的解決との関係)

第11条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等に関する紛争の当事者が、双方の合意により当該紛争を自主的に解決することを妨げるものではない。

第12条 (略)

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。